

愛知県副業・兼業人材活用促進事業費補助金

申請の手引き

2025年4月

愛知県労働局就業促進課

1 制度概要

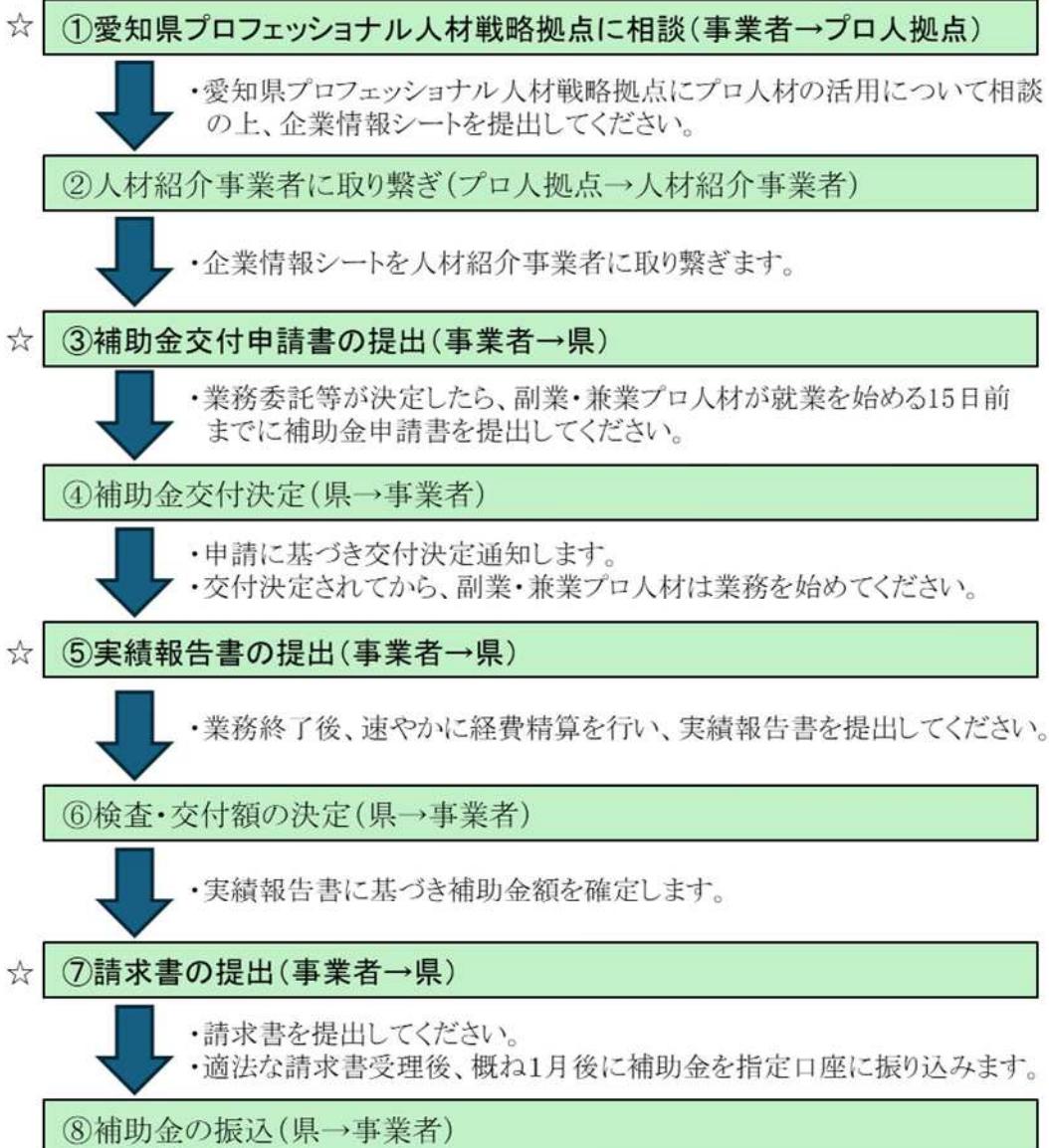
県内中小企業等が自社の経営課題を解決するため、初めて愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、副業・兼業プロフェッショナル人材を活用する際に発生する経費を補助します。

<副業・兼業プロフェッショナル人材（副業・兼業プロ人材）とは>

本業で収入を得ながら本業以外の業務に携わり、中小企業等において必要とされる専門的な分野に関する知識を有し、経営強化につながるような活躍が期待できる者のことです。

※愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じないで副業・兼業人材を活用する場合や、愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じた副業・兼業人材の活用が2回目以降の場合は対象外です。

2 申請の流れ



3 申請対象事業者

いざれも満たす中小企業等（常時雇用する従業員数が300人以下であって、愛知県内に本社又は主たる事業所を有する法人又は個人事業主）が対象となります。

- 国や地方公共団体等の公共法人に該当するものでないこと。
- 愛知県の関係団体でないこと。
- 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるもの四分の一以上を出資している法人でないこと。
- 愛知県税に未納の徴収金がないこと。
- 愛知県暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- その他、知事が不適当であると認める者でないこと。

4 補助対象経費

○ 補助対象経費、補助率及び補助限度額は次のとおりです。ただし、補助対象経費は交付決定時の額を上回らないものとします。また、いざれも交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに支払いを完了した費用に限ります。

補助対象経費	内容	補助率	補助限度額
報酬	副業・兼業プロ人材の活用に係る報酬、委託料	10分の8以内	50万円
旅費	副業・兼業プロ人材が補助事業に従事するため、就業地まで移動する際の交通費及び宿泊費 (愛知県職員等の旅費に関する条例(昭和29年愛知県条例第1号)に基づき算出された額又は実費のいざれか低い額とする。)		
人材紹介手数料	人材紹介事業者の利用に係る人材紹介手数料		

○ 次のいざれにも該当する必要があります。

- ・補助対象経費に対して、国又は他の地方公共団体から補助金、助成金等の交付を受けていること。
 - ・愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じた副業・兼業プロ人材の活用が初めてであること。
 - ・副業・兼業プロ人材との契約期間が5か月以内であること。
 - ・資本関係を有する企業等で雇用されている者を活用するものでないこと。
 - ・補助対象事業者の事業主又は役員の3親等以内の親族を活用するものではないこと。
- 補助額は補助対象経費に補助率を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数があると

きは、これを切り捨てた額) と補助限度額とを比較して少ない方の額の範囲内です。

○ 次の経費は補助対象となりません。

- ・消費税及び地方消費税
- ・取消料、キャンセル料
- ・振込手数料、代引手数料
- ・旅行代理店の手数料
- ・レンタカー、カーシェアでの移動に要した経費

5 旅費の補助対象経費の考え方

旅費は愛知県職員等の旅費に関する条例に基づき算出した額と実費のいずれか低い額を採用します。そのため、審査の結果、申請通りの金額が認められない場合があります。

○ 愛知県職員等の旅費に関する条例に基づく基本的な考え方

経済的かつ合理的と認められる経路・方法による運賃等の実費を支給する。

○ 補助対象となる旅費

・鉄道賃

地下鉄・路面電車等を含む最寄り駅間の運賃、特急料金等

特別車両料金（グリーン料金）や名鉄ミューチケットの料金は対象としない。

・バス賃

実費

・自家用自動車

走行距離×1キロ 25円（1キロメートル未満の端数は四捨五入）

・タクシー

公共交通機関がないか又は著しく不便であるときに限り実費

・宿泊費

11,000円を上限とした実費

ただし、前泊は、前泊しなければ就業時間に間に合わない場合に、後泊は、就業後公共交通機関がない場合に限る。

6 交付申請時に提出する書類

副業・兼業プロ人材が業務に従事する 15 日前までに、次の書類を提出してください。
書類の不足により、受理できない場合がありますので、お早めにご提出ください。

- ・交付申請書（様式第1号）
- ・補助事業計画書（様式第1号別紙1）
- ・補助金振込口座指定書（様式第1号別紙2）
- ・付表 交付申請額の算定根拠及び補助金交付申請額算定表
- ・誓約書（様式第2号）
- ・個人情報の提供に関する同意書（様式第3号）
- ・副業・兼業プロ人材の活用に係る契約書等の写し

※副業・兼業プロ人材には、個人名での契約をお願いしてください。

- ・人材紹介手数料の額が確認できるものの写し
- ・プロ人拠点に提出した企業情報シートの写し
- ・会社案内（事業内容がわかるもの）及び定款の写し
- ・県税について未納がないことの証明書
※6か月以内に取得したものとしてください。写しでも可。
- ・その他知事が必要と認める書類
ただし、2026年2月末までに支払いを完了できる経費に限ります。

7 実績報告時に提出する書類

補助事業が完了したときは、完了の日※から起算して30日以内又は2026年3月10日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

※原則、交付申請を行った事業計画に基づく副業・兼業プロ人材が業務への従事を終了した日を指します。

- ・実績報告書（様式第8号）
- ・補助事業の実績（様式第8号別紙）
- ・付表（実績報告時）支出明細書
- ・補助対象経費の支払内容が確認できる書類の写し
(報酬又は委託料)
 - ・振込明細書等、支払日、相手方及び金額が確認できる書類の写し
(旅費)
 - ・副業・兼業プロ人材への振込明細書、又は、副業・兼業プロ人材が旅費を受け取った旨の領収書等、支払日、相手方及び金額が確認できる書類の写し
 - ・副業・兼業プロ人材活用企業が直接手配した場合は、支払日、相手方及び金額が確認できる領収書等の書類の写し
 - ・交通費（鉄道、バス、自家用自動車）を確認できる書類
例：経路検索ソフトによる運賃・経路の検索ページの写し
社内で支給にあたり作成した旅費計算書の写し
 - ・タクシーの場合は、領収書の写し
 - ・人材紹介手数料
(人材紹介手数料)
 - ・人材紹介手数料の請求書の写し
 - ・振込明細書等、支払日、相手方及び金額が確認できる書類の写し
 - ・副業・兼業プロ人材が業務に従事したことが確認できる書類の写し
例：業務日報
 - ・上記の他にも、書類の提出をお願いする場合があります。

8 変更の承認申請が必要な場合

次の場合にはあらかじめ県の承認が必要となりますので、速やかに県に連絡してください。

(1) 補助事業の内容変更

- 補助金の交付決定を受けた内容を著しく変更しようとするとき
例) 業務内容の変更、就業場所の変更 等
 - 事業量（補助対象経費）の合計金額の20%を超えて補助対象経費を変更しようとするとき
※補助対象経費は交付決定時の額を上回ることはできません。
- (2) 補助事業の中止又は廃止

9 補助事業者の義務

この補助金の交付決定を受けた場合は、以下の項目を遵守してください。守られない場合は、交付決定の取消及び補助金の返還指示を行う場合があります。

- ・報告書、請求書等の書類の提出は遅滞なく行ってください。
- ・補助事業者は、本補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした帳簿及び支出証拠書類を整備し、本補助事業が完了した日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日まで保存しなければなりません。

10 Q & A

- 社会福祉法人やN P O 法人等、中小企業基本法第2条に基づく中小企業者以外が副業・兼業プロ人材を活用する場合に補助対象となりますか。
⇒ 常時雇用する従業員数が300人以下であって、愛知県内に本社又は主たる事業所を有する法人又は個人事業主補助対象となります。
- 定型的な業務に従事してもらうことを想定していますが、補助対象となりますか。
⇒ 本事業は、中小企業等が経営課題を解決するため、中小企業等において必要とされる専門的な分野に関する知識を有し、経営強化につながるような活躍が期待できる者を副業・兼業により活用するものです。よって、マニュアルに基づく定型的な業務や単純作業等、専門的な分野に関する知識を必要としない業務に従事する場合は補助対象となりません。
- 自社で直接副業・兼業人材を探してきましたが、補助対象となりますか。
⇒ 愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じないで直接副業・兼業プロ人材を活用する場合は補助対象となります。
- 愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて常勤人材を活用したことがありますか。副業・兼業人材は初めての場合、補助対象となりますか。
⇒ 「愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて初めて副業・兼業人材を活用」する場合に限り補助対象となることから、常勤人材で活用実績があつても、副業・兼業人材での活用が初めての場合は補助対象となります。
- 国や市町村が実施している同種の補助金との併用利用は可能ですか。
⇒ 補助対象経費に対して、本補助金と同趣旨の国又は他の地方公共団体から補助金、助成金等の交付を受ける（た）場合、本補助金は利用できません。
- 報酬、旅費、人材紹介手数料の内訳を把握することができない契約の場合は補助対象となりますか。
⇒ 中小企業等が副業・兼業プロ人材と契約せず、人材紹介事業者と委託契約を結ぶ場合（再委託型）は、委託契約の中で、区分（報酬、人材紹介手数料等）が明確に確認できる場合のみ対象となります。
- 当初想定よりも事業費が少なくなる場合、県への報告は必要ですか。
⇒ 補助金交付決定後に補助事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書を県に提出する必要があります。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の変更については、省略することができます。
- 副業・兼業プロ人材との契約期間が6か月の場合、5か月分を補助対象とすることができますか。
⇒ できません。契約期間が5か月以内のものに限るため、5か月分も補助対象となりません。

ません。

- 副業・兼業プロ人材との契約期間が令和7年12月から令和8年4月までの5か月ですが、補助金は交付されますか。

⇒ 契約期間末日が令和8年2月末よりも後となる場合は、令和8年2月末までに支払いを終え、実績報告書の提出が可能な経費までが対象となります。この場合、申請時の補助事業計画書に、事業完了予定年月日が令和8年2月28日である旨を記載し、令和8年3月10日までに実績報告書を提出してください。ただし、3月以降を対象とした報酬や毎月定額で発生する手数料等を2月中にまとめて前払いをしてもその分は補助対象となりません。

- 自社の経営課題が漠然として必要とする人材が分かりません。

⇒ 愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点にご相談ください。愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点では、人材戦略マネージャー等が企業訪問して、企業の成長戦略実現のための経営課題を経営者と一緒に考えた上で、課題解決となるプロフェッショナル人材について、企業ニーズを踏まえたマッチングを支援しています。

<愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点>

所在地：名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター

(ワインクあいち) 14階 (公財) あいち産業振興機構内

開設日：月～金 9時～17時

電話：052-433-1810

- 納税証明書には種類があるようですが、どれを提出すればいいですか。

⇒ 県税事務所で、「県税（法人県民税・法人事業税等、個人事業税）の未納の税額がないこと（自動車税種別割を含む）」の証明を受けてください。

- 旅費（交通費、宿泊費）は、申請時から変更できますか。

⇒ 対象経費の増額変更は認められません。実績報告書に基づき、補助金額を確定するため、申請時よりも対象経費が減額となることがあります。なお、補助対象経費の合計金額の20%を超える減額変更が生じる場合は、変更の承認申請が必要です。

- 副業・兼業プロ人材に従事先事業所以外に、用務での出張を見込む場合、その交通費も補助対象となりますか。

⇒ 今回の補助対象経費としている旅費は副業・兼業プロ人材が就業地まで移動する際の交通費及び宿泊費で、「就業地」というのは、従事先の事業所の所在地のことであり、出張による交通費については補助対象外となります。

- 実績報告時、振込明細書等の写しを提出しますが、報酬と旅費を合わせて振り込みをしてもよいですか。

⇒ 差し支えありません。振込額の内訳が分かるよう、付表（実績報告時）支出明細書の記載をお願いします。

<補助金に関する問い合わせ>

愛知県労働局就業促進課業務・調整グループ
電話：052-954-6363（ダイヤルイン）
メール：shugyo@pref.aichi.lg.jp

<人材活用のご相談>

愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点
所在地：名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター（ウインクあいち）
14階（公財）あいち産業振興機構内
開設日：月～金 9時～17時
電話：052-433-1810
メール：aichi-projinzai@aibsc.jp